

# 居宅介護支援重要事項説明書

《令和元年10月1日現在》

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0493-39-2112 (午前9時～午後5時まで)

担当 河原 一文

## 2. 居宅介護支援事業所デイサービス年輪の概要

### (1)居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名：居宅介護支援事業所デイサービス年輪

所在地：埼玉県東松山市大字大谷 4106

介護保険事業者指定番号：居宅介護支援（埼玉県 1173300276 号）

サービスを提供する地域：東松山市、比企郡吉見町、比企郡滑川町、熊谷市（旧大里町）

※ 上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

### (2)当事業所の職員体制

管理者：1名（常勤兼務） 介護支援専門員：1名以上（常勤兼務）

### (3)営業時間

月曜日～金曜日（午前9時～午後5時30分）

休業日 土曜日、日曜日、年末年始（12月30日から1月3日）

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ及び主な内容

- ① 当事業所による居宅介護支援を希望される場合、お電話か来所によりお申し出下さい。
- ② 当事業所の居宅介護の概要についてご説明の上、契約書を取り交わします。
- ③ 『居宅サービス計画作成依頼届出書』を保険者へ提出して下さい（代行提出もします）。
- ④ 担当させて頂く介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者、ご家族の生活状況、住環境今後の在宅生活に関わるご要望などについて伺います。
- ⑤ 担当介護支援専門員が、ご利用者の生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案を作成し、ご本人・ご家族に説明し、ご了解を得ます。
- ⑥ 担当介護支援専門員が、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業者等と連絡・調整を図り、サービス提供を手配いたします。
- ⑦ 担当介護支援専門員が、実際に提供された介護保険サービスについて、継続的にその給付状況を管理致します。
- ⑧ 担当介護支援専門員は、ご利用者の要介護または要支援の認定結果に変更があった場合、生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更する場合などには、ご利用者、ご家族の申し出により生活上の課題の分析を再度行い、居宅サービス計画の修正・変更を行います。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。但し保険料の滞納等により、利用料が発生する場合があります。

居宅介護支援費、各種加算は下記の通りです。

※地域区分 東松山市 6級地 1単位=10.42円です

□居宅介護支援（I）…要介護1・2の場合：1,057単位/月

要介護3～5の場合：1,373単位/月

居宅介護支援（Ⅱ）…要介護 1・2 の場合：	5 2 9 単位／月
要介護 3～5 の場合：	6 8 6 単位／月
居宅介護支援（Ⅲ）…要介護 1・2 の場合：	3 1 7 単位／月
要介護 3～5 の場合：	4 1 1 単位／月

- 初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護度状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合、**300 単位**／月を加算。
  - 入院時情報連携加算（Ⅰ）：入院にあたり、当該利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合（入院してから 3 日以内・提供方法は問わない）、**200 単位**／月 1 回を限度として加算。
  - 入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院にあたり、当該利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合（4 日以上 7 日以内・提供方法は問わない）、**100 単位**／月 1 回を限度として加算。
  - 退院・退所加算：医療機関や介護保険施設等に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）入院または入院期間中につき 1 回を限度。
- ※下記の各加算の同時算定及び、初回加算との同時算定は不可。
- （Ⅰ）イ：**450 単位** 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。
  - （Ⅰ）ロ：**600 単位** 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。
  - （Ⅱ）イ：**600 単位** 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること。
  - （Ⅱ）ロ：**750 単位** 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること。
  - （Ⅲ）：**900 単位** 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 3 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること。
- 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：居宅サービスから小規模多機能型居宅介護に移行する際、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者に関する必要な情報を提供した場合、**300 単位**／月を加算。
  - 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：居宅サービスから看護小規模多機能型居宅介護に移行する際、看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者に関する必要な情報を提供した場合、**300 単位**／月を加算。
  - 緊急時等居宅カンファレンス加算：病院、診療所の求めにより、当該病院等の医師、看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い当該利用者に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの調整を行った場合、**200 単位**/回算定。1 人、1 カ月に 2 回を限度とする。
  - ターミナルケアマネジメント加算：末期の悪性腫瘍であって、24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行なうことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医の医師等及びケアプランに位置

付けた居宅サービス事業者へ提供した場合、利用者1人につき1回限り400単位を算定

(2) その他の料金 記録の謄写費(コピー) 実費

## 5. サービスの終了

### (1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さい。いつでもこの解約をすることができます

### (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知すると共に地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

### (3) 自動終了 ※以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援1・2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

### (4) その他

ご利用者またはご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 基本理念

介護支援専門員は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助をします。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。

### (2) サービスの質の向上の為の方策

利用者の選択に基づき適切なサービスが総合的、かつ効率的に提供されることをモットーとする。ケアプランの作成にあたっては利用者や家族の生活全般を支援していく。市町村の保健福祉サービスの活用や法定外のサービス利用等も検討していく。総合的な計画作成とあわせ事業所との連携を密にして質の向上に努めます。

## 7. 事故発生時の対応

(1) サービス提供により事故が発生した場合は、お住まいの市町村、当該利用のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業所に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた時は、速やかに損害賠償を行います。

## 8. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者：介護支援専門員 河原 一文 電話：0493-39-2112

### (2) その他、当事業所以外に下記の相談窓口等に相談をすることができます。

東松山市高齢介護課 電話 0493-23-2221

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568 (苦情相談専用)

滑川町役場町民保険課 電話 0493-56-2211

小川町役場福祉介護課 電話 0493-72-1221

坂戸市役所高齢者福祉課 電話 0492-83-1331 (内線436)

大里広域市町村組合介護保険課 電話 048-501-1330

熊谷市役所長寿いきがい課 電話 048-524-1398

### (3) 第三者委員敬寿会 山口 晋 電話 049-297-6602

牧野 良男 電話 0493-23-2974